

## 東浦町熱中症対策普及団体の指定等に関する事務取扱要項

### (目的)

第1条 この要項は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、地域における熱中症対策の強化や、高齢者等の熱中症弱者への見守りや声かけ等の取組を促進することを目的とし、熱中症対策普及団体（以下「普及団体」という。）の指定をする。

### (指定対象)

第2条 普及団体の指定を受けることができる者は、次の号のいずれかに該当する者である。

- (1) 一般社団法人（公益社団法人を含む。）
- (2) 一般財団法人（公益財団法人を含む。）
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（NPO法人）
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (5) 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社または合同会社を指す。）

### (業務内容)

第3条 普及団体は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 熱中症対策について、本町に所在する事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うこと。
- (2) 熱中症対策について、住民からの相談に応じ、及び必要な助言を行うこと。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、本町における熱中症対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。

### (指定の申請)

第4条 普及団体の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熱中症対策普及団体申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 熱中症対策普及事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- (5) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面
- (6) 資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面
- (7) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を記載した書面
- (8) 個人に関する情報の適正な取扱いその他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を記載した書面
- (9) 前各号に掲げるもののほか、普及団体の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を普及団体として指定するものとする。

- (1) 法第23条第1項又は気候変動適応法施行規則（令和6年環境省令第2号。以下「施行規則」という。）第6条に規定する法人又は会社であること。
- (2) 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- (3) 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること。
- (4) 熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合は、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができると認められること。

2 町長は、申請者を普及団体として指定した場合は、熱中症対策普及団体指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第6条 施行規則第8条第1項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 普及団体は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第7条 普及団体は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すものとする。

(事業の報告)

第8条 普及団体は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書を町長に提出するものとする。

2 普及団体は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を町長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年6月11日から施行する。